

特定非営利活動法人東北マンション管理組合連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人東北マンション管理組合連合会（以下「この法人」という。）と称し、略称をNPO法人東北管連とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、東北6県に所在するマンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民が、情報の交換、教育・研修を行うことによって自治能力の形成・向上を図ることを目的とする。また、マンションの管理運営に携わる者をはじめとする市民が自治能力を高めることによって、マンションとその周辺地域におけるコミュニティの育成、住環境の保全向上、福祉の増進を実現し、都市のスラム化の防止を図ることにより、地域のまちづくりを推進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）に基づき、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 情報化社会の発展を図る活動
- (9) 科学技術の振興を図る活動
- (10) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (11) 消費者の保護を図る活動
- (12) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動。

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次に掲げる各号の事業を行う。

- (1) マンションの適正かつ合理的な管理運営のためのアドバイス、相談交流、情報交換、資料の提供、講師の派遣並びに支援に関する事業。
- (2) マンションの管理・コミュニティ等について、建築・法律等の分野における専門家との提携による地域自治への寄与。
- (3) マンションの管理についての相談会、研修会、各種関係セミナー、展示会等の開催事業。

- (4) 建物の維持管理・保全及び建替えについての、相談、資料収集、調査研究、支援、コンサルタント及び専門家・優良業者の紹介。
- (5) 機関紙及び印刷物の発行及び各種関係書籍の販売、頒布事業。
- (6) マンションの管理に必要な物資の共同購入。
- (7) 行政機関等とのマンション関係調査、情報収集報告等に関する連携、調整、提言、受託業務事業。
- (8) まちづくりの推進を図る団体への支援、助言及び連携。
- (9) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(種 別)

第 6 条 この法人の会員は、次の三種とし、組合会員と個人会員（以下「正会員」という）をもって、法上の社員とする。

- (1) 組合会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会し、会の運営及び活動に協力し、又はこれに参加するマンションの管理組合及びその法人。
- (2) 個人会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会し、会の運営及び活動に協力し、又はこれに参加する個人。
- (3) 賛助会員 この法人の目的及び事業に賛同して入会し、会を賛助、後援するため、賛助会費を納める個人及び団体。

(入 会)

第 7 条 正会員として入会しようとするものは、細則に定めるところにより、入会申請書を会長に提出しなければならない。この場合において、会長は、正当な理由が無い限り、入会を認めるものとする。

2 賛助会員として入会しようとするものは、細則に定めるところにより、入会申請書により会長に申し込むものとし、理事会に諮り入会を認める。

3 会長は、申し込み者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を、細則に基づいて納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 9 条 会員は次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 成年被後見人又は被補佐人の宣告を受けたとき。
- (3) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 3ヶ月以上会費を滞納したとき。ただし、当該年度内に会費が納入されたときはこの限りでない。
- (5) 第 11 条の手続きで除名されたとき。

(退 会)

第 10 条 会員は、会長宛てに退会届けを提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決に基づき除名することができる。この場合において、会員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款又は細則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 組織

(支部)

第13条 この法人の事業を円滑に遂行し、かつ、会員間の連携を密にするため、支部を設置することができる。

- 2 支部の組織及び運営については、別に細則で定める。

(建築士事務所並びに専門委員会)

第14条 この法人の業務を円滑ならしめるために、建築士事務所及び専門委員会を置くことができる。

2. 建築士事務所の構成員と専門委員会の委員は、理事会の同意を経て会長が委嘱する。
3. 建築士事務所と専門委員会の組織及び運営については、別に細則で定める。

第5章 役員等

(役職及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 定数は10名以上20名以内
- (2) 監事 定数は1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とし、また専務理事・常務理事を置くことができる。

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は理事会の推薦を経て総会において選任する。

- 2 会長、副会長は、理事の互選とする。
- 3 専務理事及び常務理事は理事会の承認を経て会長が任命する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはいけない。
- 5 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人を代表し、その会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐してこの会の業務を掌理し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

- 3 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この会の常務を掌理する。
- 4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐しこの会の常務を分掌する。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の会務を執行する。
- 6 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第18条 役員任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 理事及び監事に欠員が生じたときは、第16条の規定にかかわらず、理事会において選任し、直近で開催される総会において承認を受けなければならない。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

- 第19条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障により、職務の遂行に堪えられないと認められたとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬及び費用弁償)

- 第20条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲で報酬を受けることができる。
- 2 役員がその職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

(相談役及び顧問)

- 第21条 この法人に役員のほか相談役及び顧問を置くことができる。この相談役及び顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱し、会長の求めに応じ法人の運営について助言する。
- 2 相談役及び顧問は、この法人に功労があった者又は学識経験者のうちから、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第6章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員を以て構成する。

(権能)

第24条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の各号の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (5) 役員を選任等に関する事項
- (6) 入会金及び会費に関する事項
- (7) 2事業年度以上に及ぶ借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (8) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から4週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時及び場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、正会員の中から選任する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成し、5年間保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所。
 - (2) 正会員の現在数。
 - (3) 出席した構成員の氏名並びに名称(書面表決及び表決委任者を含む。)
 - (4) 議決事項(可否それぞれの表決数を含む。)
 - (5) 議事の経過並びに発言者の氏名及び発言要旨。
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しないこの会務の執行に関する事項

(開催)

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第6項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から7日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時及び場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席が無ければ開会することができない。

(議 決)

- 第 38 条 理事会における議決事項は、第 35 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
 - 3 前項の規定により表決した理事は、前 2 条及び次条第 1 項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
 - 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 8 章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生ずる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益

(資産の管理)

- 第 42 条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は総会の議決を経て会長が別に定める。

(会計の原則)

- 第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

- 第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により活動予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、活動予算成立の日まで前年度の活動予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した活動予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 46 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了ごとに、会長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類を作成し、監事の監査を経て、その年度終了後3ヶ月以内に総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 47 条 この法人の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第 48 条 この法人が資金を借入れしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会において正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 49 条 この法人が定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

2 定款の変更は、法第 25 条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解 散)

第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人を解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同様の目的をもって活動をする団体のうち総会で定めた団体に譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 事務局

(設置等)

第53条 この法人の事務を処理するために事務局を置くことができる。
2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
3 事務局長及び事務局員は理事会の承認を得て、会長が任免する。
4 事務局長は、理事会に出席し意見を述べることができる。
5 事務局の事務処理等については、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第54条 事務局に備えるべき帳簿及び書類は、次の通りとする。
(1) 事業報告書
(2) 財産目録
(3) 貸借対照表
(4) 活動計算書
(5) 役員名簿
(6) 役員のうち前年において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
(7) 社員のうち10名以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面
(8) 定款

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の事務所に掲示するとともに、「河北新報」に掲載して行う。

第12章 雑 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が細則で定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人が特定非営利活動法人として成立した日から施行する。
- 2 東北マンション管理組合連合会の会員は、そのままこの法人の会員とする。
- 3 東北マンション管理組合連合会の資産、負債は、この法人が設立後に引き継ぐものとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度及び会計年度は、認証を受け、登記完了の時から直後の3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、別紙の通りとする。
- 6 この法人の設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理 事（会長）	鎌田 坦
理 事（副会長）	木村 茂
理 事（副会長）	佐藤末夫
理 事（副会長）	浅野次郎
理 事	押切悦男
理 事	小島浩明
理 事	小菅晃孝
理 事	紺野智博
理 事	鈴木要一
理 事	畑中泰治
理 事	松嶋邦彦
理 事	三浦健正
理 事	山中藤喜
監 事	伊藤 勝
監 事	本間康一

- 7 本会の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成17年の6月30日までとする。

附 則

第2条については、平成16年6月12日開催の第1回通常総会において変更が承認された。

附 則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(第14条及び第24条については平成17年10月18日に宮城県知事より認証された)

附 則

この定款は、宮城県知事の認証のあった日から施行する。
(平成20年10月28日に宮城県知事より認証された)

附 則

この定款の改正は、仙台市長の認証のあった日から施行する。
(平成27年10月20日に仙台市長より認証された)

特定非営利活動法人 東北マンション管理組合連合会

定 款

(平成27年10月20日)